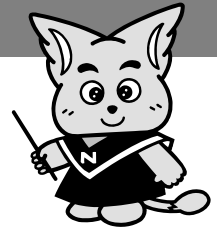


国民年金だより



学生のみなさん

学生納付特例の申請をお忘れなく！

20歳以上の学生（注1）の方で、本人の前年度所得が一定額（注2）以下の場合に、本人に前年度所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

（注1）大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限る）、一部の海外大学の日本分校に在学している方

（注2）平成19年度の所得基準（申請者本人の前年所得）
118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除額

■ 手続き（申請）について

在学証明書または学生証の写し、年金手帳、印鑑をお持ちのうえ、住民登録のある市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。

申請書は、社会保険事務所または市町村役場の国民年金担当窓口にて備え付けてあります。

■ 保険料の追納

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納めること（追納）ができます。（ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。）

国保からのお知らせ

○『国民健康保険限度額認定証』の有効期限は7月31日となっております。

現在、下記の認定証をお持ちで、引き続き入院療養が必要な方は更新申請し、新しい認定証の交付を受けてください。【75歳未満で国民健康保険加入者】

- ★ 国民健康保険限度額適用認定証
- ★ 国民健康保険標準負担額減額認定証
- ★ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎ 77-3615 住民室 ☎ 78-2211

献血のお知らせ

8月11日(月)

徳島県南部総合県民局（美波庁舎） 10:00～12:00
美波町役場本庁 13:30～16:00

※平成20年4月から200ml献血及び成分献血が休止され、400ml献血のみの実施となっています。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 TEL77-3614
住民室 TEL78-2212

教育委員会からのお知らせ

8月定例教育委員会開催の日程について

— 記 —

●日時 平成20年8月29日(金)
午前9時00分～

●場所 美波町役場本庁
教育委員会横会議室